

平成16年3月15日

制定

平成16年4月1日施行

第1条 福岡大学発明規程(以下「規程」という。)の細部については、この細則による。

第2条 規程第3条第1項第1号に定める職務発明等の範囲及び職務として創作(作成、育成又は案出)した知的財産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究経費(文系学部においては研究教育経費、理系学部においては実験実習費等)によりなされた、教育及び学術研究の成果としてなされた発明等及びその他の知的財産
- (2) 研究推進部総合科学研究部及び領域別研究部の研究経費によりなされた発明等及びその他の知的財産
- (3) 研究推進部の基盤研究機関及び産学官連携研究機関、推奨研究プロジェクト並びに産学官連携センターの研究経費によりなされた発明等及びその他の知的財産
- (4) 受託研究経費、共同研究経費、寄付研究経費、科学研究費等によりなされた発明等及びその他の知的財産のうち、契約において、その帰属先が共有又は本学とされたもの
- (5) その他本学が、研究課題を指定し、研究経費又は施設設備等を特別に措置して行われた研究活動によりなされた発明等及びその他の知的財産

第3条 規程第13条第1項に定める報奨金は、次のとおりとする。

- (1) 本学に発明・考案・意匠及び植物新品種に係る登録を受ける権利が承継され、出願された場合、1件につき10,000円
- (2) 出願された発明・考案・意匠及び植物新品種が設定登録になった場合、1件につき20,000円

第4条 規程第14条第1項に定める第三者から得た収入の配分の方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) 本学が得た収入の50%を発明者等に配分する。
 - (2) 本学が得た収入の50%を本学に配分する。
- 2 対価の配分は、前項の基準に基づき、毎年度行うものとする。
- 3 本学に配分された対価は、必要経費を除き、福岡大学知的財産振興基金(仮称)に繰り入れるものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。